

軽米町「地域おこし協力隊」募集要項

1 目的

本町は、岩手県の北端に位置し、東は洋野町、南は久慈市と九戸村、西には二戸市、北は青森県八戸市、南部町、階上町に接しています。

東北縦貫自動車道八戸線で、青森県八戸市までは15分（約20km）、盛岡市までは1時間15分（約100km）と有利な交通条件を活用し、自然と歴史・文化資源を活かし暮らしにゆとりと豊かさが実感できる地域社会を目指しています。

しかし本町も、若者の流出による少子高齢化の進行により、人口減少とともに地域力の低下が見られ、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。

このため、地域の新たな担い手として、都市地域から意欲ある人材を積極的に受け入れ、外部の新たな視点や発想により軽米町の地域資源を再発見し、地域活性化や新たな産業の創出等を図るため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

2 活動内容、募集人員

地域住民や関係団体、行政や第三セクター等と連携・協力し、下記の活動を行っていただく隊員を募集します。（応募段階において、希望する活動を選択していただきます。）

No	活 動 内 容 等	募集人数
1	ホップを核とした地域農業の担い手育成プロジェクト ～ホップ農家で技術を習得し任期終了後の就農を目指す～ 軽米町のホップ農家はサッポロビール㈱との契約栽培を行っています。現在12戸の農家が約20haを栽培していますが、この20年間で農家数、面積とも約半分となりました。少子高齢化による担い手不足が著しく、今後も農家数の減少によるホップ産業の衰退が心配されています。 町では、ホップの生産振興、ホップによる町の活性化を図るため、意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・ホップの生産、技術習得（農家での研修等） ・地場農作物の生産など、農業振興に関すること ・活動状況や町の魅力発信（SNS等による発信） ・地域活性化に関すること ・移住・定住推進イベントに関すること など ■勤務場所 ホップ農家 ■雇用形態 委託型隊員（個人事業主）※予定 ■報酬等 月額 230,000 円 （期末手当なし） （ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。）	2名

2	伝統の味噌・醤油づくり継承プロジェクト ～味噌・醤油を活用した地域の活性化～ 軽米町には大黒醤油(株)という昔ながらの味噌、醤油を作る会社があります。大きな木樽でじっくり熟成させる大豆と塩と麴だけが織りなす味わいが、多くの人々に愛されています。また、伝統の豆みその他、米やひえ、あわ、きびといった雑穀を麴にするなど、個性豊かな味噌を作るなど、町の特産を生かした製品作りにも力を入れています。 この、昔ながらの伝統的な技術、味を未来へ継承するとともに、地場産品の生産振興による町の活性化を図るため、意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・味噌、醤油づくりの技術習得 ・味噌、醤油を活用した地域活性化（イベント等の開催） ・活動状況や町の魅力発信（SNS等による発信） ・地域活性化に関すること ・移住・定住推進イベントに関すること など ■勤務場所 大黒醤油(株) 軽米町大字円子 2-4-108 ■雇用形態 委託型隊員（受託団体）※予定 ■報酬等 月額 210,000 円 （期末手当なし） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	1 名
3	町の魅力発信強化プロジェクト ～SNS・HP・ふるさと納税で町の魅力を発信～ 軽米町には、美しい景色や受け継ぎたい文化・産業、個性豊かな特産品、楽しいイベントなど、多くの人に広めたい魅力がたくさんあります。また、子育て支援日本一の町を目標に、高校生までの医療費、学校給食費、保育料の無償化など、子育て世代に優しい町づくりを進めています。 しかし、このような町の魅力を的確に発信できていないことから、SNSやホームページの充実、ふるさと納税の推進による、町の魅力を積極的に発信するため、意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・町ホームページ、SNS等による情報発信 ・町ホームページへの特集ページ（子育て支援、移住定住支援等）の作成 ・地域資源の発掘や、広報かるまい、かるまいテレビ、観光協会等と連携した地域情報の発信、動画作成等 ・ふるさと納税の推進（写真撮影、画像加工、PR企画の提案等） ・地域活性化に関すること ・移住・定住推進に関すること など ■勤務場所 役場総務課	1 名

	■雇用形態 雇用型隊員（町の会計年度任用職員）※予定 ■報酬等 月額 140,000 円～199,000 円（期末手当（年2回）、通勤手当あり） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	
4	新たな交流施設利活用プロジェクト ～かるまい文化交流センターを核とした賑わい創出～ 軽米町に現在建設中の複合施設「かるまい文化交流センター」が令和5年7月に完成する予定です。この施設は、生涯学習、子育て支援、図書館、商工・物産・観光の機能を持つ複合施設であり、人と文化をつなぐ新たな創造の拠点として、町民に親しまれ、誰もが気軽に利用、参加することによって、賑わい創出につながることを目指しています。 しかし、町ではこのような施設の運営を行った経験がないことから、軽米町の一員として新施設の魅力を引き出していくため、意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・施設を活用したイベントの企画、開催等 （既存の各種イベントの集約、新たなイベントの企画、人気漫画の活用等） ・町ホームページへの特集ページの作成 ・施設管理、PR及び利用者への対応等 ・活動状況や町の魅力発信（SNS等による発信） ・地域活性化に関すること ・移住・定住推進に関すること など ■勤務場所 役場教育委員会及びかるまい文化交流センター等 ■雇用形態 雇用型隊員（町の会計年度任用職員）※予定 ■報酬等 月額 140,000 円～199,000 円（期末手当（年2回）、通勤手当あり） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	3 名
5	企業誘致及び企業と連携した関係人口創出に関するプロジェクト 軽米町では再エネ農村山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努めるとともに、鶏糞等のバイオマス燃料を積極的に活用し、大規模園芸施設への活用も推進しており、「バイオマス産業都市構想」の具現化を目指しています。 このため、町では軽米町の一員として再エネを生かした企業誘致を進めるために意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・関係人口創出及び企業の誘致の推進 ・大規模園芸施設など町の特色を生かした農業の推進 ・地域活性化に関すること など	1 名

	■勤務場所 役場再生可能エネルギー推進室 ■雇用形態 雇用型隊員（町の会計年度任用職員）※予定 ■報酬等 月額 140,000 円～199,000 円（期末手当（年2回）、通勤手当あり） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	
6	イベントと情報発信による多様な交流創出プロジェクト ～町の観光イベント Re:活用と新規企画で観光産業を育成～ 軽米町には、長年愛され続けているイベント、伝統ある観光地及び商店街等魅力ある観光資源があります。しかし、人口減少、高齢化と控えめな人柄によりイベントを継承していく人材と新たな企画力が不足しています。 町では、伝統を守り、さらに新しい観光産業を生み出し、眠りかけていた町を起こし、資源を活かした観光産業の育成と多様な交流創出を生み出す、企画力と意欲ある隊員を募集します。 ■活動内容（予定） ・既存イベントの充実 ・新しいイベントの企画、開催等 ・商店街の活性化につながるイベント等の企画、開催 ・ホームページ、SNS を利用したイベントの PR、発信 ・活動状況や町の魅力発信（SNS 等による発信） ・地域活性化に関すること ・移住・定住推進に関すること など ■勤務場所 役場産業振興課 ■雇用形態 雇用型隊員（町の会計年度任用職員）※予定 ■報酬等 月額 140,000 円～199,000 円（期末手当（年2回）、通勤手当あり） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	2 名

3 募集条件

- （1）年齢がおおむね 20 歳以上の方
（ホップ生産、味噌・醤油づくりについては、おおむね 50 歳以下の方）
- （2）心身ともに健康で、住民と協力しながら意欲をもって活動に取り組み、地域活動に積極的に参加できる方。
- （3）申し込み時点で、3 大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島などの条件不利地域を除く。）に居住し、採用後に軽米町に住民票を異動できる方
- （4）軽米町に 1 年以上の滞在を予定する方
- （5）地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- （6）普通自動車免許を所持し、実際に運転ができる方

- (7) 日頃からパソコン、スマートフォンを使用している方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

4 雇用形態・期間

- (1) 隊員の身分は軽米町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、下記により委嘱します。
 - ①雇用型隊員：地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
 - ②委託型隊員：委託先法人における雇用又は個人事業主等
- (2) 委嘱期間は任用の日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、活動に取り組む姿勢や成果等を勘案し、次年度以降更新し、最長 3 年まで期間を延長できるものとします。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

5 勤務条件等

- (1) 報酬
 - ①雇用型：会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年輕米町規則第 2 号）別表第 1 に規定する専門事務の範囲内とし、隊員の活動に応じて町長が定める。
 - ②委託型：町と受託団体又は個人事業主等との協議の上、委託料として支給する。
- (2) 勤務時間・休暇等
 - ①雇用型：勤務時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（休憩 1 時間含む）の週 35 時間で、週 5 日勤務を原則とします。
休暇は、年次休暇、夏季休暇等を規定に基づき取得が可能です。
活動内容により勤務日、時間等を変更する場合があります。休日に勤務があった場合は、振替休暇を取得していただきます。
 - ②委託型：町と受託団体又は個人事業主等との協議の上、勤務日を決定します。
- (3) 待遇・福利厚生

活動に係る経費（活動費）は、補助金として予算の範囲内で支給します。ただし、経費の認定は町で判断します。特に想定される経費は下記の通りです。

 - ①住居費について

住居費は協議の上決定し、上限 5 万円まで活動費の対象とします。また、敷金・礼金についても活動費の対象とします。（上限あり）
ただし、生活備品、光熱水費は個人負担とします。
 - ②車両及び燃料費について

活動に必要な車両はご自身で用意していただきます。ただし、車両の借上料については、活動費の対象とします。また、活動に係る燃料費は活動費の対象になります。
 - ③研修費

事業や活動に必要な研修への参加や出張等を行う場合の交通費・宿泊費は、活動費の対象とします。ただし、飲食費は自己負担とします。
 - ④消耗品費

事業や活動に必要な消耗品の購入は、活動費の対象とします。
 - ⑤備品など

業務に使用するパソコンなどの事務機器や携帯電話、使用料は、活動費の対象とします。
 - ⑥保険について

ア 雇用型隊員及び委託型隊員（受託団体）

町及び受託団体で社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

イ 委託型隊員（個人事業主）

ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。

(4) その他

居住地における、地域活動には積極的に参加することとします。

6 申込手続

(1) 応募期間：採用決定まで随時募集

(2) 提出書類

① 軽米町地域おこし協力隊応募用紙（写真添付）

② 住民票の抄本

③ 運転免許証の写し

※提出いただいた書類は返却いたしません。

(3) 提出・お問い合わせ先

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町役場 総務課企画担当

TEL 0195-46-4738（内線 209）

メールアドレス soumu@town.karumai.iwate.jp

7 選考方法

(1) 第1次選考

応募をもとに書類選考します。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、第2次選考（面接等）を行います。第2次選考の詳細については、第1次選考結果の通知の際に合格者の方にお知らせします。

(3) 最終選考結果

第2次選考結果は、対象者に通知します。

8 その他

この事業は、町議会3月定例会の議決を得て行うものです。